

地方独立行政法人山梨県立病院機構定款

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)  
第2章 組織及び業務  
    第1節 役員及び職員(第7条-第14条)  
    第2節 理事会(第15条-第18条)  
    第3節 業務の範囲及びその執行(第19条-第21条)  
第3章 資本金等(第22条・第23条)  
第4章 雑則(第24条)  
    附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「法人」という。)と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、山梨県とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を甲府市に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、山梨県公報への登載又はインターネットの利用(以下「登載等」という。)により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載等に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、山梨県知事（以下「知事」という。）が規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、法人が次に掲げる書類を知事に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
  - 一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
  - 二 その他知事が規則で定める書類
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

（監事の理事長等への報告義務）

第9条 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、山梨県の条例（以下「条例」という。）若しくは知事の定める規則若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。

（役員の内命）

第10条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内期）

第11条 理事長、副理事長及び理事の内期は4年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の内期は、前任者の残任内期とする。

- 2 監事の内期は、任命の日から、理事長の内期の末日を含む事業年度についての財務諸表の内認の日までとする。ただし、補欠の監事の内期は、前任者の残任内期とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

（役員の内実義務）

第12条 役員は、その業務について、法、他の法令、条例及び知事の内定規則並びにこの定款、法、他の法令又は条例に基づいてする知事の内分並びに法人が定める業務方法書その他の規程を遵守し、法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の内報告義務）

第13条 役員（監事を除く。）は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（職員の内任命等）

第14条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の内職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の内規程で定める。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第15条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第18条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 病院の診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

### 第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第19条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

病院の名称	所在地
山梨県立中央病院	甲府市
山梨県立北病院	韮崎市

(業務の範囲)

第20条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療を提供すること。

(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。

(4) 医療に関する地域への支援を行うこと。

(5) 災害時における医療救護を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第21条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

## 第3章 資本金等

(資本金等)

第22条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により山梨県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第23条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は山梨県に帰属する。

#### 第4章 雑則

(委任)

第24条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。

(役員任期に係る経過措置)

2 前項に規定する定款の変更の施行の日には理事長、副理事長及び理事の職に任命された者の任期については、変更後の定款第11条第1項中「4年」とあるのは、「2年」と読み替えるものとする。

## 別表(第22条関係)

## 1 土地

所在地番	地積 (平方メートル)
甲府市富士見一丁目1040番3	1,050.00
甲府市富士見一丁目1040番7	649.00
甲府市富士見一丁目1040番8	266.00
甲府市富士見一丁目1127番7	15.00
甲府市富士見一丁目1130番5	91.00
甲府市富士見一丁目1245番1	29,288.69
甲府市富士見一丁目1245番22	52.00
甲府市富士見一丁目1245番25	231.00
甲府市富士見一丁目1245番30	33.00
甲府市富士見一丁目1245番31	55.00
甲府市富士見一丁目1245番32	8.83
甲府市富士見一丁目1305番6	6.58
甲府市富士見一丁目1305番7	10.00
甲府市富士見一丁目1319番6	40.00
甲府市富士見一丁目1319番10	131.00
甲府市富士見一丁目1319番11	7.84
甲府市富士見一丁目1334番11	56.00
甲府市富士見一丁目1334番13	198.00
甲府市富士見一丁目1334番15	8.89
甲府市富士見一丁目1334番16	5.04
甲府市富士見一丁目1350番18	56.00
甲府市富士見一丁目1350番20	165.00
甲府市富士見一丁目1695番2	329.00
甲府市富士見一丁目1761番2	1,826.00
甲府市富士見一丁目1761番5	136.00
甲府市富士見一丁目1772番2	55.00
甲府市富士見一丁目1772番3	127.00
甲府市富士見一丁目1773番3	135.00
甲府市富士見一丁目1774番4	1,344.00
甲府市富士見一丁目1774番6	3,267.00
甲府市富士見一丁目1794番2	0.35
甲府市富士見一丁目1794番3	3.13
甲府市飯田二丁目1220番15	52.00
甲府市飯田二丁目1220番17	5.34
甲府市飯田二丁目1220番20	410.00
甲府市飯田二丁目1220番21	2.04
甲府市飯田二丁目1220番24	24.00
甲府市飯田二丁目1334番11	49.00
甲府市飯田二丁目1334番14	290.00
甲府市飯田二丁目1334番15	7.05
甲府市飯田三丁目764番2	367.00
甲府市飯田三丁目2773番3	34.07
甲府市飯田三丁目2773番8	12.00
甲府市飯田三丁目2774番2	102.00
甲府市飯田三丁目2783番1	2,378.74
甲府市飯田三丁目2783番4	371.00
甲府市飯田三丁目2783番5	2.71
韮崎市旭町上條南割字外御勅使3314番13	54,387.18
韮崎市旭町上條南割字外御勅使3314番371	9,569.07
韮崎市旭町上條南割字外御勅使3314番372	966.72

## 2 建物

	名称	所在地	床面積 (平方メートル)
山梨県立中央病院	本館	甲府市富士見一丁目1番1号	56,015.82
	託児所	甲府市富士見一丁目1番1号	95.65
	立体駐車場	甲府市富士見一丁目1番1号	9,768.12
	危険物貯蔵庫	甲府市富士見一丁目1番1号	6.77
	廃棄物集積室	甲府市富士見一丁目1番1号	72.51
	医長宿舎A-1	甲府市飯田三丁目6番54号	83.52
	医長宿舎A-2	甲府市飯田三丁目6番54号	83.52
	医長宿舎A-3	甲府市飯田三丁目6番54号	83.52
	医長宿舎B-1	甲府市飯田三丁目6番54号	84.93
	医長宿舎B-2	甲府市飯田三丁目6番54号	84.93
	医長宿舎B-3	甲府市飯田三丁目6番54号	84.93
	職員宿舎	甲府市飯田三丁目6番54号	950.79
	受水槽ポンプ室	甲府市飯田三丁目6番54号	5.69
	物置	甲府市飯田三丁目6番54号	64.26
山梨県立北病院	本館	韮崎市旭町上條南割3314番地13	11,693.53
	デイケア棟	韮崎市旭町上條南割3314番地13	195.52
	医師公舎	韮崎市旭町上條南割3314番地13	56.95
	看護師公舎	韮崎市旭町上條南割3314番地13	269.06
	車庫1	韮崎市旭町上條南割3314番地13	69.65
	車庫2	韮崎市旭町上條南割3314番地13	116.53
	倉庫1	韮崎市旭町上條南割3314番地13	39.74
	倉庫2	韮崎市旭町上條南割3314番地13	28.72
	プロパンガスボンベ庫	韮崎市旭町上條南割3314番地13	18.77
	ポンプ小屋	韮崎市旭町上條南割3314番地13	3.69
	屋外便所	韮崎市旭町上條南割3314番地13	21.65
	温室	韮崎市旭町上條南割3314番地13	33.28
	農作業機具庫	韮崎市旭町上條南割3314番地13	26.32